と。

イ　物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫すること。

(2) 消費者の権利と責任

ア　消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

イ　身近な消費生活について，自立した消費者としての責任ある消費行動を考え，工夫すること。

(3) 消費生活・環境についての課題と実践

ア　自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え，計画を立てて実践できること。

3　内容の取扱い

(1) 各内容については，生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。

(2) 内容の「A家族・家庭生活」については，次のとおり取り扱うものとする。

ア　(1)のアについては，家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや，家族・家庭や地域における様々な問題について，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承，持続可能な社会の構築等を視点として考え，解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。

イ　(1)，(2)及び(3)については，相互に関連を図り，実習や観察，ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意すること。

ウ　(2)については，幼稚園，保育所，認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること。アの(ｱ)については，幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。

エ　(3)のアの(ｲ)については，高齢者の身体の特徴についても触れること。また，高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意すること。イについては，地域の活動や行事などを取り上げたり，他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。

(3) 内容の「B衣食住の生活」については，次のとおり取り扱うものとする。

ア　日本の伝統的な生活についても扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。

イ　(1)のアの(ｱ)については，食事を共にする意義や食文化を継承することについても扱うこと。

ウ　(2)のアの(ｱ)については，水の働きや食物繊維についても触れること。

エ　(3)のアの(ｱ)については，主として調理実習で用いる生鮮食品と加工食品の表示を扱うこと。(ｳ)については，煮る，焼く，蒸す等を扱うこと。また，魚，肉，野菜を中心として扱い，基礎的な題材を取り上げること。(ｴ)については，だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。また，地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。

オ　食に関する指導については，技術・家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するよう配慮すること。

カ　(4)のアの(ｱ)については，日本の伝統的な衣服である和服について触れること。また，和服の基本的な着装を扱うこともできること。さらに，既製服の表示と選択に当たっての留意事項を扱うこと。(ｲ)については，日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱うこと。

キ　(5)のアについては，衣服等の再利用の方法についても触れること。

ク　(6)のアについては，簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また，ア及びイについては，内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに，アの(ｲ)及びイについては，自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと。

(4) 内容の「C消費生活・環境」については，次のとおり取り扱うものとする。

ア　(1)及び(2)については，内容の「A家族・家庭生活」又は「B衣食住の生活」の学習との関連を図り，実践的に学習できるようにするこ